

## 和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全ての人とその性別や性的指向等に関係なく尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる和歌山県を目指し、和歌山県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 自己の恋愛感情若しくは性的感情の対象となる性別が異性のみでない者又は自己の属する性別についての認識が出生時に届け出られた性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ関係 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的少数者である二人の者の間の関係をいう。
- (3) パートナー パートナーシップ関係にある相手方をいう。
- (4) パートナーシップの宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップ関係にあることを知事に対して宣誓することをいう。

### (宣誓の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年に達した者であること。
- (2) パートナーシップの宣誓の当事者のうち、少なくともいずれか一方が県内に住所を有する者（次条の宣誓書の提出を行った日から起算して3月以内に、県内に住所を移す予定がある者（第7条及び第8条において「転入予定者」という。）を含む。）であること。
- (3) パートナーシップの宣誓の当事者のいずれも、現に婚姻をしておらず、かつ、当該パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) パートナーシップの宣誓に係るパートナーと民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係（当該関係がパートナー同士の養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。）にないこと。

### (パートナーシップの宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する世帯全員の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し（次条第2項の規定により子の氏名及び生年月日を記載するときは、当該子の記載があるものに限る。）

(2) パートナーシップの宣誓をしようとする者の双方が現に婚姻をしていないことを証する書類

2 前項の規定による書類の提出は、郵送により行うものとする。

（宣誓書の記載における配慮）

第5条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍に記載された自己の氏名に代えて通称を使用することができる。

2 パートナーシップの宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計を一にする未成年の子（以下単に「子」という。）がいる場合には、宣誓書に当該子の氏名及び生年月日を記載することができる。

（本人確認）

第6条 知事は、宣誓書を提出した者の双方が、それぞれ本人であることを明らかにするため、当該者に対し、次に掲げる書類のうちいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(5) その他前各号に掲げる書類に準ずるものとして知事が相当と認める書類

2 前項の提示は、知事が指定するインターネットを利用する方法により行うものとする。ただし、宣誓書を提出した者が希望するときは、知事が指定する場所において行うことができる。

（県内への転入の届出）

第7条 宣誓書を提出した転入予定者は、県内に住所を移した場合は、遅滞なく、当該移転後の住所を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

（宣誓書の写し等の交付）

第8条 知事は、第4条の規定により宣誓書を提出した者（転入予定者を除

- く。)に対し、当該宣誓書を知事が収受した日及び収受した旨を表示して、当該宣誓書の写しを交付するものとする。
- 2 知事は、第4条の規定により宣誓書を提出した転入予定者に対し、転入予定者受付票（別記第2号様式）を交付し、前条の住民票の写しの提出があったときに、当該宣誓書を知事が収受した日及び収受した旨を表示して、当該宣誓書の写しを交付するものとする。
  - 3 前2項の宣誓書の写しには、パートナーシップ宣誓書受領証（別記第3号様式。以下「受領証」という。）を添付するものとする。
  - 4 宣誓書を提出した者が、当該宣誓書において第5条第1項の規定により通称を使用したときは、知事は、当該通称を受領証の表面に記載するとともに、当該通称を使用した者の氏名をその裏面に記載するものとする。
  - 5 宣誓書を提出した者が、当該宣誓書において第5条第2項の規定により子の氏名及び生年月日を記載したときは、知事は、当該子の氏名及び生年月日を受領証の裏面に記載するものとする。  
（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）
- 第8条の2 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している他の自治体（以下「連携自治体」という。）からパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証又はこれに準ずる書類（以下「連携自治体受領証等」という。）の交付を受けている者であって、県内に住所を移したもの（県内から住所を移したものを含む。）が、当該住所の移転後に第3条に定める要件を満たすときは、第4条から前条までの規定にかかわらず、受領証の交付を受けることができる。
- 2 前項の規定により受領証の交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、パートナーシップ宣誓継続申告書（別記第3号様式の2。以下「継続申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
    - (1) 連携自治体受領証等
    - (2) 住民基本台帳法第12条第1項に規定する世帯全員の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し（第5項において読み替えて準用する第5条第2項の規定により子の氏名及び生年月日を記載するときは、当該子の記載があるものに限る。）
  - 3 前項の規定による書類の提出は、郵送又は持参により行うものとする。
  - 4 継続申告者から第2項の規定による書類の提出があったときは、遅滞なく、同項第1号の連携自治体受領証等を交付した連携自治体に通知するものとする。
  - 5 第5条の規定は、継続申告者について準用する。この場合において、同条

中「宣誓書」とあるのは、「継続申告書」と読み替えるものとする。

- 6 前条第4項及び第5項の規定は、継続申告書を提出した者について準用する。この場合において、同条第4項中「当該宣誓書」とあるのは「当該継続申告書」と、「第5条第1項」とあるのは「第8条の2第5項において読み替えて準用する第5条第1項」と、同条第5項中「当該宣誓書」とあるのは「当該継続申告書」と、「第5条第2項」とあるのは「第8条の2第5項において読み替えて準用する第5条第2項」と読み替えるものとする。

(宣誓書の写し等の再交付)

- 第9条 第8条の規定により宣誓書の写し及び受領証の交付を受けた者又は前条第1項の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者等」という。）は、紛失、毀損その他の事由により当該宣誓書の写し又は受領証の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書（別記第4号様式）により、知事に対しその再交付を申請することができる。

(受領証に記載された子の氏名等の削除)

- 第10条 受領証に氏名及び生年月日を記載された子は、満15歳に達した日以後、パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書（別記第5号様式）に年齢を証する書類を添えて、受領証から自身の氏名及び生年月日を削除するよう知事に申し立てることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申立てがあったときは、宣誓者等に対し、当該申立てを行った子の氏名及び生年月日を削除した受領証を交付する。

(宣誓書の写し等の返還)

- 第11条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書の写し等返還届（別記第6号様式）に交付された宣誓書の写し及び受領証（第8条の2第1項の規定により受領証の交付を受けた者にあつては、交付された受領証）を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者等のパートナーシップ関係が解消されたとき（宣誓者等のいずれか一方が死亡した場合を除く。）。
- (2) 第3条第2号から第4号までに定める要件を満たさなくなったとき（第8条の2第1項に規定する連携自治体へ転出した場合を除く。）。
- (3) 第13条第1項の規定により、パートナーシップの宣誓が無効となったとき。
- (4) 第13条第2項の規定により、受領証が無効となったとき。

(宣誓者等の死亡)

- 第12条 宣誓者等のいずれか一方が死亡したときは、当該宣誓者等のパートナーは、知事に対しその旨を遅滞なく報告するものとする。

(宣誓等の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当するパートナーシップの宣誓は無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認められるとき。

2 第8条の2第1項の規定により受領証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受領証は無効とする。

- (1) 継続申告書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 受領証を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認められるとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

（表面）

### パートナーシップ宣誓書

私たち、\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、  
和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

宣誓日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

	(宣誓者)	(宣誓者)
フリガナ		
氏名又は通称		
住 所		
子の氏名	( 年 月 日生まれ)	( 年 月 日生まれ)
子の氏名	( 年 月 日生まれ)	( 年 月 日生まれ)
子の氏名	( 年 月 日生まれ)	( 年 月 日生まれ)

- ※ この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。
- ※ お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

受付

以下は、県担当課の記入欄です。

氏名 ( )	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ( )	備考
氏名 ( )	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ( )	備考

(裏面)

パートナーシップの宣誓に当たっての確認

- 1 私たちは、和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たり、同要綱の規定を遵守します。また、下記の確認事項欄記載の内容は事実と相違ありません。
- 2 私たちは、現況確認のため本制度の所管部署が住民票、戸籍に記載されている事項について、確認することに同意します。また、受領証の提示先から和歌山県に当該受領証を交付していることの確認を求められた場合は、回答することに同意します。

記入日 年 月 日

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
(通称) \_\_\_\_\_

フリガナ  
(通称) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

要綱の規定	確 認 事 項	
	項 目	回 答 (該当する□に「レ」を御記入ください。)
(関係性) 第2条(1)	一方又は双方が性的少数者であり、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した関係にある。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条(1)	宣誓する当日において、成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(居住要件) 第3条(2)	下記のいずれかに該当する。 ①一方又は双方が県内に住所を有している。 ②一方又は双方が県内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。該当する番号( ) <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(独身要件) 第3条(3)(4)	双方に配偶者がいないこと(事実婚を含む。)及び宣誓者以外のパートナーがないこと、並びに近親者でないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。

別記第2号様式（第8条関係）

（表面）

### 転入予定者受付票

以下のとおり、和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
提出者氏名	氏名 (通称)  氏名 (通称)
連絡先	

本票に和歌山県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。

※ 期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： 年 月 日

受付

お問合せ先  
和歌山県共生社会推進部多様な生き方支援課  
電話番号：073-441-2510



(裏面)


## 「転入予定受付票」の提示を受けた皆様へ

和歌山県では、性的少数者の方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を解消するとともに、性的少数者の方々への県民の理解促進を図ることを目指し、和歌山県パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この「転入予定者受付票」は、制度利用者が和歌山県外に居住していて、和歌山県内への転入を予定しているときに発行しているものです。制度利用者が和歌山県内の不動産物件等の契約をしようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得るためのものとして、事業者の皆様へ提示することがあります。提示を受けられた方は、その趣旨を十分御理解くださいますようお願いいたします。

また、表面に記載されている本制度を利用される方の個人情報、本人の同意なく口外しないでください。

（表面）

 <b>和歌山県</b>	<b>第 号</b>
<b>パートナーシップ宣誓書受領証</b>	
和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
_____ 様	_____ 様
_____ 年 月 日	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>
和歌山県知事	

（裏面）

この受領証は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であると宣誓されたことを和歌山県が証明するものです。この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださるようお願いいたします。  
また、個人情報を本人の同意なく口外しないでください。

**【問合せ先】** 和歌山県 多様な生き方支援課 073-441-2510  
**【特記事項】**

**【緊急連絡先】**（この欄の記載は任意です。）  
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。  
（氏名と連絡先）

\_\_\_\_\_

備考

- 1 寸法は、縦54.0ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。
- 2 特記事項欄には、次に掲げる内容を記載する。
  - (1) 通称名を使用した場合は戸籍上の氏名
  - (2) 子の記載を希望した場合は当該子の氏名及び生年月日
  - (3) 再交付をした場合はその交付年月日

## パートナーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の2第2項の規定に基づき、以下のとおり申告します。

- ・住所の異動前に県が連携する自治体において、性的少数者でパートナーシップ関係にある旨の証明としてパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けたこと
  - ・互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合う関係を継続していること
- なお、申告があったことを住所の異動前の自治体に通知することに同意します。

	申告者	
フリガナ 氏名		
(通称名の場合) フリガナ 戸籍上の氏名		
子の氏名	( 年 月 日生まれ)	( 年 月 日生まれ)
子の氏名	( 年 月 日生まれ)	( 年 月 日生まれ)
子の氏名	( 年 月 日生まれ)	( 年 月 日生まれ)
旧住所		
新住所		
	転入日：	転入日：
連絡先電話番号		
要件 (要綱の規定)	<input type="checkbox"/> 一方又は双方が性的少数者である（第2条（1）） <input type="checkbox"/> 双方が成年に達している（第3条（1）） <input type="checkbox"/> 近親者でない（第3条（4））	
当初の宣誓日	<input type="checkbox"/> 裏面に記載を希望する（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 希望しない	
子の氏名の記載（※）	<input type="checkbox"/> 裏面に記載を希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
宣誓書受領証の 名前の記載順	<input type="checkbox"/> 2枚とも（ ）様を上に記載 <input type="checkbox"/> それぞれの名前を上に記載	

※子の氏名の記載を希望する場合は、関係性を確認できる書類として、住民票の写し若しくは戸籍抄本の写しを添付してください。

受付

パートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日付けで交付されました、

- パートナーシップ宣誓書の写し
- パートナーシップ宣誓書受領証

の再交付を受けたいので、和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をつけてください。）

- (1) 紛失
- (2) 毀損
- (3) その他（\_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

(申請者)

(申請者)

フリガナ		
氏名又は通称名		
住所		

※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

受付

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書

和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証から私の氏名及び生年月日を削除するよう申し立てます。

(申立人) 住 所  
氏 名  
生年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ( \_\_\_\_\_歳)

宣 誓 者		
氏名又は通称		
住 所		
連絡先		
備 考		

受付

パートナーシップ宣誓書の写し等返還届

和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第11条の規定により、

- パートナーシップ宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証を返還します。
- パートナーシップ宣誓書受領証を返還します。
- 紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由（いずれかに○をつけてください。）

- (1) 当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消
- (2) 要綱第3条第2号から第4号までに規定する要件を満たさなくなった
- (3) 要綱第13条第1項の規定により、宣誓が無効となった
- (4) 要綱第13条第2項の規定により、受領証が無効となった

\_\_\_\_\_年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

フリガナ		
氏名又は通称		
住 所		

受付

受付